

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131

通巻32号 89/8 (1部100円) 市芦救援会 発行人 玉本 格

第21回審理10月3日(火)AM10~12 小林前管理部長証言

第一九回公開口頭審理

組合員排除のため臨時職員を採用 デタラメ教育課程で単位認定できず

市芦救援会事務局

去る七月二一日、処分者側証人前田市芦元校長に対する反対尋問が、村田・分銅弁護士により行なわれました。六二年三月の六人の先生の強制配転をめぐり、英語科の森村先生について、教科教員五名中二名までが助教諭(臨時職員)という中で、あえてベテランの正規職員を配転させたことへの追及を行いました。その中で、正規職員の休職期間中の臨時職員(裏付け教員)の採用のあいまいさ、途中で他の転出者の後任として、採用条件をかえて再採用して残したことの不自然さが証言で明らかにされました。

つまり、処分者側にとって、転出希望者・期限切れの裏付け教員・定年を越えてる臨時職員をかかえてもなおかつ組合員の森村先生を強制配転したという、不当労働行為性が極めて明白になりました。さらに、「教育改革」の「目玉商品」とされた英会話授業について、単位の認定ができなかったという、カリキュラム上の根本的ミスも証言されました。生徒のためでなく、世間的受けだけをねらった「教育改革」の杜撰さを浮きぼりにしたといえます。

体育科の麻田先生について、異動希望を従来から出しつづけていた非組合員が異動対象にされていないこと、育児時間の保障の必要性を承知の上で、それが困難になる職場への強配を行ったことが明らかにされました。

つづいて社会科の滝山・小川両先生について、まず「教育改革」の新カリキュラムの問題点の追及が行なわれました。市芦を文化系

も／く／じ

第19回公開口頭審理

組合員排除のため臨時職員を採用 デタラメ教育課程で単位認定できず

市芦救援会事務局	1
教師を飛ばすのに学校や生徒のことなんか考えておられん	2
娘たちの学校は私の母校	6
中・高の交流の中で 市芦奨学生活動でたくましく育つ	8
9・30市芦反弾圧闘争3周年集会開催のご案内	10

第一九回公開口頭審理 報告

進学校にするという目的で、英語と共に社会科の時間数増加を計画しながら、あえて二名もの正教員を強配し、代りに三名もの時間講師を採用したことについて、「異例な体制」と認める証言をひき出しました。更に、大巾に増加させた日本史の単位認定が規則上できないという杜撰な教育課程編成の結果、その単位を他の授業も受けていない科目にふりか

えて認定させることを職務命令で指示したことも証言で認めさせました。

この二回の審理で、六人の強制配転をめぐる多くの不当労働行為が明らかにされました。市教委ぐるみで違法承知の上で任命主任制を強行したこと、さらに、組合員の強配のために臨時職員を利用したこと、学校運営において一切が「組合対策」で運用され、教員や生

徒の声に耳を傾けず、豊かな教育力がそぎおとされている実態を明らかにさせてきました。

八月で前田証人の反対尋問が終り、いよいよ十月には小林前管理部長が証人として登場します。組合つぶしの張本人として、さらにきびしい追及を行なっていかねばなりません。従来にもまして多くの方々の傍聴参加を強く訴えるものです。

教師を飛ばすのに
学校や生徒のことなんか考えておられん

市芦救援会事務局

裏付け教員を員数あわせに利用

村田弁護士（以下村田と略）

前回は六人の先生方の配転の背景、共通の問題点についてでしたが、今日は個別の質問をします。森村先生について、甲六二号証（六二年三月末の市芦の英語科教員構成一覧表）です。当時の英語の先生方でよろしいですね。前田証人（以下前田と略）

村田 七人の先生があがっていますが、山下先生は休職中で、松井先生は県へ異動することが決っていた段階ですね。

前田 はい。

村田 井本・伊賀崎両先生が助教諭で、他に正規教員で森村、奈良、塩谷先生の三人がいたということ、山下先生は休職中ですから六一年は六人の先生方で担当された。

前田 はい。

村田 六二年三月、定数条例改正がありました。英語科教員は何名になると考えたか。

前田 現状もしくは一、二名の減になると。

村田 甲六三号証（英語科教員異動表）で、山下先生は五九年十二月二五日付休職で六二年五月一日復職ですね。

前田 はい。

村田 海外協力隊ということで、復職時期は決まっていたんでしょう。

前田 はい。

村田 通常こういう場合、かわりの先生、裏付け教員を採用しますが、この時は。

前田 この場合、どなたというふうには特になかったと思う。三名出られて三名いただけるということで、どなたかということは市教委に聞いてもらわないと……

村田 A先生の裏付けがB先生であると、必ず特定されるんじゃないんですか。市教委からの説明は。

前田 聞いてなかったと思う。

村田 A先生が復帰したら誰がやめられるのか、これは重大なことと思いますが、あなたは認識しなかったということですか。

前田 はい。

村田 この六十年四月に、三人も助教諭を採用した理由は。

前田 三人出られて、学校としては正規教員をお願いしたいと考えますが、最終的には市教委の権限です。

村田 助教諭の方の採用条件は。

前田 六ヶ月です。

村田 地方公務員法二二条の規定で、例外的なものであることはおわかりですね。

前田 はい。

村田 六一年七月に伊賀崎先生が時間講師として採用、十一月から助教諭になってますが、あと六ヶ月で山下先生の復職ということで、助教諭とされたのか。

山下先生の裏付けは伊賀崎先生ですか。

前田 はい、たしかそうだったと。

村田 山下先生の復職が迫って、後の体制を考えて伊賀崎先生を助教諭にしたと思うんですが、六二年五月に山下先生が復帰されたわけですから、この段階で伊賀崎先生はおやめになるべきではなかったのですか。

前田 え……その辺は……誰が誰の裏付けということではなくて、英語科の定員として何名ということですので、松井先生が六二年

四月に転出されてますので、これで伊賀崎先生が数の上でおられることになったと思う。

村田 では、裏付け教員ということは六二年四月の段階で無視したということですか。

前田 いえ、伊賀崎先生は裏付けであったが、たまたま松井先生が出られてその後伊賀崎先生がということ、数の上でできたというふうに市教委ともそんな話をしてあったと思う。

村田 六二年四月に森村先生が配転になっていた。休職中の先生が復職すればやめるはずであった裏付けの先生、助教諭の方が残り、森村先生が外に出されたということですね。

前田 はい。

村田 六二年五月に山下先生が復職されても、五人中二人の助教諭の先生がおられるのは非常に異例ではないですか。

前田 はい、正規教員というのが理想ですが、市立校で県としても県立を優先して市立は後になるの、思った通りにはなかなかいかなくて。

村田 正規教員が見つからないならともかく、この年は森村先生をわざわざ配転させてるでしょう。いた先生を外に出してる。

傍 県から得がたいのに、何故ほり出すんですよ！

一年もつづかず目玉の英会話

村田 市教員の方針として、英語重視ということは。

前田 カリキュラムで英語をふやし、英会話を実施して、英会話の先生を採用した。

村田 生徒全員に英会話を履修させる方針が初めて出されたんでしょう。なぜそのような時に、経験豊かな森村先生を配転したのか。

前田 市教委に聞いて下さい。

村田 この年、英語の単位認定で混乱したことは。

前田 ええと……

村田 二単位として履修すべき英会話を、一単位で履修させ、翌年開講しなかったもので、単位が認定されなかった生徒が出たでしょう。

前田 そんなことがあった。

村田 一年間まじめに授業をうけたのに単位がとれなかった生徒がいたでしょう。

前田 ちょっと記憶が……

傍 教育課程の基本の問題やないか！

村田 森村先生がみられたら、正規教員が四名で、あと一人臨時職員がいる五人の体制でやっていける。その方が原則にのっとってるでしょう。

前田 市教委がやっており、何とも批評がましいことはない。

村田 森村先生は組合員か。

前田 はい。

村田 前年度は組合の副委員長でした。塩

り決まるものですか。

分銅 兵庫県立高等学校教育課程基準という文書はご存じですか。

前田 はい。

分銅 どのようなことを定めたのですか。

前田 各高校のカリキュラムの基準になる時間数を定めてあるものです。

分銅 従って、社会科の中でも一定の基準を定めてバランスのとれた教育をするよう定められているんですね。

前田 あくまで基準でして、各校の実情に応じて各々特色をもったカリキュラムを編成しなさいということが県教委から言われている。

分銅 では、日本史は何単位までか。

前田 はっきり記憶してません。

分銅 普通は四単位でしょう。そして、今いわれたような各校の事情でこれを二倍までふやすことができると、基準を定めてる。

前田 多分そうであったと。

分銅 すると八単位が限度では。

前田 はい、あの……増加単位については、市教委へ届けて承認を得れば可能だということがあったと……

分銅 十二単位として、全部認定されるんですか。

前田 ……単位の認定は各教科に……

傍 ごまかすなよ！

前田 よみかえをやったような部分も……

分銅 よみかえとは何ですか。

前田 え……日本史以外の教科を履修したと……

分銅 履修もしていない科目に履修したとして点をつけるのか。そんなことが許されるんですか。

前田 はい、あの……

分銅 そういふことをしてもいいという規定があるのか。県立高校などしてるとですか。

前田 はい、一部やっておるところもあると。

分銅 どこがやっておるのか。

前田 そういうことで（笑）

分銅 この学校がそんなことしてるとですか。問題になってないんですか。

前田 ですから、今のような話でカドがたちますので（爆笑）

傍 カドがたつのはアンタや！

前田 学校ではあまり表に出してないと思いますが、実情としてやっているということは聞ける。

分銅 そういう学校があると、ご存じなんですか。

前田 ですから、どこかいうんじゃないくて、傍 そんな学校あれへんですよ。

他校の学校を誹謗中傷するな！ オレの学校してへんぜ。どこでもしてへんぜ！

分銅 あなたが無理なカリキュラムを一方的に押しつけるからだ。

前田 現実として、教科で行なわれておったと思います。

分銅 教科で行なわれてたんですか。教科はそういうことに反対してたんですか。

前田 反対の意向は聞いてました。

分銅 教科は反対してたが、あなたが指示して、他の教科にふりかえろという指示を出しふりかえさせたんじゃあ。

前田 そういふことは実情としてあった。

傍 公文書偽造を命令したんやないか！

分銅 証人が指示し、ふりかえをさしていたことを認めるんですね。

前田 はい、あの……認めます。

分銅 その点は市教委の方にも当然話しておられますね。

前田 記憶にありません。

分銅 市教委は日本史は八単位しか認定できないことはあなたの方よりもよくご存じでしょう。

前田 はい、指導部はよくわかっておると思います。

ぜいたくや 時間講師で安上り

分銅 六二年、正規教員が三名、時間講師が三名ですね。時間講師というのは。

前田 専任の先生が時間をもたれて、余り一人の先生に負担がかかる場合は時間講師をお

谷先生はこの年に学年所属を外されてますね。

前田 はい。

村田 この先生は組合員ですか。

前田 はい。

村田 奈良先生、この年担任になってますが、組合員でしたか。

前田 はい、そうだったと。

村田 学年の秋に脱退されたことはご存じないですか。

前田 現在組合員でないことは知ってる。

村田 井本先生は進路部長に、伊賀崎先生は担任になってますが、組合員ですか。

前田 組合員でない。

村田 つまり、非組合員の方は優遇され、他方、組合員の方は学年を外されたら、配転されたという形ですね。

育児時間も奪ういやがらせ

村田 麻田先生について、甲六〇号証（体育科教員構成表）、五人の先生がいる。女の先生は麻田先生と村田先生ですね。

前田 はい。

村田 この先生方の中で、従来からほかへ出たいと、異動を希望してた先生がいませんか。

前田 人事については申し上げられません。

村田 本人が希望しておったかどうかは、学校ではオープンにされてきたことでしょうか。

村田 保育所への送り迎えの問題があることもご存じでしたか。

前田 はい。

村田 子供を保育所に預ける場合の勤務時間の配慮とかは市教委に話してあったんですか。

前田 はい。

村田 配転後、非常に困難になったわけですが、事前に話を聞くとか、もし他の職場にいったらどうなるかとかの話はしたことがないのか。

前田 してません。

職務命令で指導要録偽造を指示

分銅弁護士（以下分銅と略）

社会科の滝山・小川両先生について、まず、一般的なことで、市芦を文化系の進学校にするという方針がありますね。

前田 文化系統の学校にならざるを得ないというか、生徒の希望とかで、そういう方向になると。

分銅 社会科を充実するというでは、日本史をふやしていくという方向ですね。

前田 はい。

分銅 甲六四号証（六二年教科別授業時間数）社会科は、従前より六時間ふえて八三時間になってますね。このうち、日本史は十二単位ありますね。

前田 多分多かったと。

分銅 二年で必須が三単位、選択が三単位、三年で必須が三単位、選択が三単位と、全部うけると十二単位という形ですね。

前田 カリキュラム上そういうことが可能。

分銅 日本史で受験する生徒は十二単位をとってたんじゃあないですか。

前田 それは本人の希望とか教員の指導によ

願うということ。

分銅 それは本来誤っているのでは。恒常的に業務が過多になっておれば正規職員を一名入れるというのが地公法で定める精神でしょう。

前田 一人十七、十八時間を超えた場合、大きい学校では全体で消化、吸収できるが、小さい学校では、他の先生で吸収するのが難しく、時間講師にならざるをえないという現実があります。

分銅 甲六四号証でみると、十八、十九時間と、過多な時間をもたされてますね。

前田 そうですね。無理をいったと思う。

分銅 時間講師に十時間以上もたすのはいけないんじゃないですか。

前田 十時間以上持たれる先生については研修に出席するのが望ましいと県教委は申ししております。

分銅 その先生が教科会議、職員会議、学年会議も出ない。そういう先生が十時間以上もつことが問題でしょう。

前田 なるべく多くもたれない方が理想ではあります。

分銅 教頭の分も入れると三十時間もの講師を入れてる。正規職員二人分をすべて時間講師で賄うという事態は極めて異例でしょう。

前田 はい、数少ない例であると思います。

分銅 そうすると、二人の正規教員を配置が

えする理由はまったくないでしょう。

前田 それは市教委が決めたので……

分銅 時間講師の人選はどなたがされるのか。

前田 私の方でした。

分銅 いつから手続きを。

前田 三月二五日に人数がはっきりしてから。

分銅 四月の授業が始まってから講師がいられてますね。自習などをやらざるをえない混

乱が生じたでしょう。来られた講師の方も、わからない授業をされて、授業が成立しなくて次々と短期間でやめられてますね。

前田 年度がはじまってまして、急にやめられたりして、そうぜいたくはいえないという実情でした。

傍 ようそんなこと言えるなノ生徒のこと考えてへんのかノ

娘たちの学校は私の母校

杉田 俱子

今年四月、娘の通う精道中学校の先生方に大異動があった。尊敬する先生方が一度に出ていかれてしまつて、とても寂しいことだった。三年間は責任をもっていただけと思ひ込んでいたのは、母親の勝手な言い分だったのかもしれない。けれど思えば、一年半程前、こんな別れを悲しむほどの出会いが与えられた。なんて想像だになかった。入学前、精中生のこと、先生方のこと、よくない噂だけ聞かされていたから。それでも私は、近所に住んでいる明かるくて心優しい精中生を見ていて、芳しくない評判もほとんど気にしてなかったのも本当だ。

入学してみても、クラスより学年、学年より全体となるにつれて、少数の生徒の残念とか言いような態度も何度か目にした。同時にまた大声によらず、体罰によらず、繰り返し繰り返し指導している先生方を目の当たりにした。私なら手が出るな、と思ったことは度々だったが、ときたま学校を訪れ、たまたま目撃した私に何が言えよう。もっと長い時間、その子の心を追いつながら最善の指導を考へておられる先生方を信じるしかないと思つたことだ。

厳しい指導を求める保護者の冷たい視線の中でも先生方は決してスタンドプレイをなさ

らなかった。先生が大声で怒鳴り、暴力的に命令すれば、その場はなんとはいくだろうに、先生方は速効性の薬は使われない。イライラするほどゆっくりとしか効かない、もしかし

たら中学を卒業して何年も経ってからしか効き目のなさそうな静かな処方箋しか出さない。「精中の先生は生徒も注意できない、だらしがないんだってね」などと他校の人達から聞かされると私はどう説明したらいいのか途方にくれて悲しい目で相手を見詰め返すことしか出来ないほどだ。ただ、私は安心して娘を学校に送り出していることだけははっきりと伝えている。なぜなら精中の先生方は生徒に手を出さないと聞いているからだ。娘自身が体罰を受けることはなくても、友人がもし先生から暴力的な扱いを受けたら、私の娘は二度と先生に心を開かないだろう。私は先生方がどんな子も受け入れているという柔軟さをこの学校に感じることができてうれしく思っている。友愛の校風は先生方が作り始めたものだろう。

心を育てる

ある日、教育研究会なるものに参加した。二日に分けて、進路公開と英語というテーマを選んだ。そこで初めて精中の先生方の心の真ん中に位置するものが見えてきた。それま

で公立中学で『心を育てる』ことなど期待していなかった私は進路公開の主題を読んで驚いた。「ぼくたちの生きる科」というのだ。

報告書をパラッとめくってみた。「十五年間振り返って、小さい頃からずっと苦しいことつらいことばかりだった。楽しい思い出などなかった。……」という文章が目に入った。心臓がギュッと驚きにされたようだった。あーわかった。精中の先生方はこんな状況にいらることも私たちを大切にしておられるんだ、ということがはつきり解った。教科書を教えていてくれれば、小テストを続けておれば目の前の受験というハードルは越えられるなんてことしか頭に無い私のような保護者たちが何人、先生方の心をしめる弱い子羊たちへの想いを理解しているだろう。「どう生きる」をこどもたちと共に考える授業がこの学校では持たれている。それをなによりの誇りに思わないで何を誇りにしよう。

二日目の英語がふたたび私にショックを与えた。中学英語授業のしめくりとしてアパルトヘイトを取り上げたというのだ。三年間の英語の学びから視野を世界に向け始めたこどもたちに、世界の果てにある人間の姿を知らせる授業をしたのだ。ほんの五、六時間でも入試直前なら保護者からの波もあつたかもしれない。けれど「人権を大切に教育を地下水のように吸い上げたこどもたち」と生

徒を呼ぶ教師だからこその出来たのだろう。

こどもの感想文にこうある。その人の生きている間なくなることはないだろうアパルトヘイト、一生のほんの一時だけだけの入試と押さえた上で「人生の中の入試なんてちいさなことだとおもう」と十五歳の眩しい感受性を表しているのだ。生徒の心を動かす力強い学びが行われてきたのだろう。すごい授業を精中ではやっているのだな、私も生徒になれたらと切実に思つたことだ。英語が好きだった私、単語も幾つか覚えていた。人前でスピーチをしたこともある。しかし私は何を学んだのだろう。美しい響きを楽しみ、上手そうに話せて得意だったことなんてこのこどもの書いた感想文の前では色褪せてしまう。

それにしてもあふれかえるほどの既製の英語教材の中で、生徒に何を学ばせようかと思案し、手作り教材「今こそ南アフリカに自由を！私達に何ができるか」を差し出した先生方の教育にかける情熱が発見できたことは大きな喜びだった。

私の大学時代、明治生まれの私の母は渡辺和子学長（ノートルダム清心女子大学）による講義、人格論の私の拙い受け売りを目を輝かせて聞いていた。私は今、精小と精中に通う娘たちから昔の母と同じ様に様々な学びを与えられている。

救援会通信三〇号の表紙に懐かしい名前を発見しました。私が山手中学校に新任として勤め始めた時、彼女（北尾京子さん）も山中に入学しました。教え子であった彼女が、乳児院で働き、仕事を通して自分の生き方をみい出し始めている姿に、正直いって「わあー私の方が負けてるなあ」「いや、もっとがんばらんといかんということかな」と励まされました。

山中の三年間は、一年生の時教科担任としてかかわっていただけですが、彼女が卒業して三年目、山中に来てもらって、当時の中三の生徒に、市芦の事をいろいろ話してもらいました。私は再び中三の担任をしていて、生徒といっしょにその話をきかせてもらいました。その時も、今回と同じように「すごくしゃかりしてきたなあ。自分に自信を持って話してくれている」と感動したことを覚えています。さらにその翌年、現在の精道中に転動して、奨学金の担当となりました。その時にも、彼女との出会いがありました。『いも虫の唄』（市芦の奨学生の創作劇）の脚本を目にして、彼女や、中三の時私が担任していたTさんが、奨学生として、がんばっていたことがわかりました。中学時代、Tさんについて、家のことなど何も知らず、何のかかわりもできなかった自分に腹立たしさも覚えしました。その後、精道で五年間ずっと奨学生とのか

かわりを持ち、奨学生とともに私自身も成長したように思います。

精道中の奨学生の活動の中でも、市芦に進学して奨学金を取ってがんばっている先輩を招いて、奨学生の子らといっしょに話を聞く取り組みが続いていました。「中学の時は、集会行くのいややったけど……」と話が始まり、自分で申請文を書くことからスタートし

中・高の交流の中で 市芦奨学生活動で たくましく育つ

精道中学校分会 西川 澄子

て、親の生き方をみつめ、自分自身をみつめていくという彼らの話は、精道中の奨学生達に向って、ものすごい迫力を持ってせまってきます。この時も「私、負けてるなあ。もっとがんばらな」と決意を新にしました。しかし、この取り組みも、八七年を最後に途絶えてしまったのです。市芦の当時の管理職から、「今後は、市芦の方で、中学に話に

行く生徒を決めるから」というような事が言われました。このときのいきさつについては救援会通信第三号の表紙にも詳しく書かれています。

このように市芦の奨学生の取り組みの中で中学を卒業した奨学生たちは、たくましく成長し、中学校にもどってきては、私も含めて後輩たちを力強くひっぱてくれるという流れが出来ていました。北尾さんは、私にこのすばらしい取り組みを初めて見せてくれた人なのです。

しかし、たび重なる入試での不当な定員内の大量不合格によって、この奨学生の取り組みも、むずかしくなっています。先に書いた八七年の交流で、「市芦へ来てがんばりね」と先輩から言われた当時中三の奨学生のうち、三分の一の子らは、みずから市芦受験を断念したり、不合格になったりしています。

第三〇号の北尾さんの文章を読んで、「奨学生の交流はやっぱり続けたい」という確信を新たにするとともに、この間の市芦の弾圧の三年間をふりかえって、また、悔しさや腹立たしさも沸き上がってきました。もう一度あのたくましく子供達が成長していった「市芦」をとりもどしたいと強く思います。

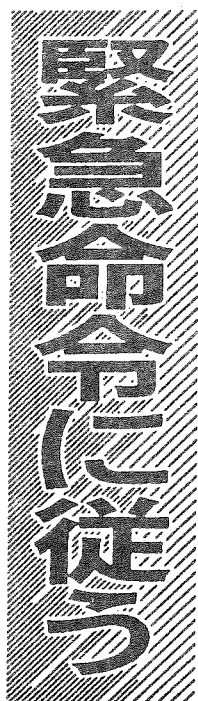
「本気で勝負」 ということ

救援会 T生

七月末、信州で開かれた「働く青年全国交歓会」に参加した。教育闘争の分散会に新橋清算事業団の佐久間さんが参加されており、教師に対しきつい話をされた。「先生というのは、会議をして皆で決めるというのを、何かレベルの低いことの様に思っているのではないか。国労は常に皆で集まり、皆で決め、具体的な行動をおこしてきた」「まちがっていることをまちがいと言いつづけるというのが、本当に職場の中で言いつづけられているのか」北海道の清算事業団の仲間、東京での中労委審問への傍聴の資金をかせぐため、朝三時から起きて竹の子を掘っているという。九州の仲間、家族ぐるみの上京団を組織し、その家族一人ひとりの声を文集にして各地に売り歩いて資金を自力でつくっている。

「本気で闘いに勝つために、何をするのか」皆で闘うために皆で協議する。そういう日常のとりくみの力で、全国の地労委闘争が連戦連勝している。その力を、今秋の中労委闘争に向けて集中的なとりくみを展開するという。交流会で、若い国労の青年が、職場の管理

JR東日本 国労組合員の職場復帰 緊急命令に従う



「朝日新聞」89・7・14

JR東日本の東京・新宿駅区の国労組合員が、国労所属を理由に内勤担当の車掌から電車乗務の車掌に「降格」されたことを訴えている事件で、JR東日本は十三日午後、この車掌を元の内勤担当の職場に戻すことを決め、本人に通知した。この事件では、東京国労連と中労委は国労組合員側の主張を認め、内勤職場への復帰を命令。会社側は、命令の取り消しを求め、行政訴訟を提起して争ったが、東京地裁は七月七日に同様に「判決確定まで、もとの内勤担当に戻すように」との緊急命令を出しており、会社側はこれに従うことになった。

国労側の説明では、国労がJR各社を相手取って各地で労働委員会に起している約二百件の申し立てで、これまで国労側の主張を認める命令が三十五件出ているが、「本訴確定まで」この条件付きながら、会社側が命令に沿った形の人事配属をしたのは初めて。

JR東日本では、「今回の事件は、新会社設立後、現場管理職に資格的に『降格処分』を著者が配下の社員に受けた。これについて都労委

わっているという。

我々の闘いも三年を経て、正念場にさしかかってきた。早期原職復帰を勝ちとっている国労の仲間の闘いから学ぶことは多い。

は、「当局側から国労退去を求められ、断った田中さんへの報復的な人事で、不当労働行為だと認定していた。」

東京地裁の緊急命令は、会社側が命令を守らない場合は一日十万円以下の過料を課す、この行政罰が伴ったことあり、JR東日本は命令に従うことになった。力村岡一朗人事部長は「降格したのではなく、不当労働行為としていない。ただ、緊急命令は本訴の判決確定までの暫定的な措置であり、決定に従った。会社の立場を本訴で主張していきたくはない」としている。各社とも命令を守って田中さんの話、内勤の連戦連勝に反して非常な流れ。国鉄清算事業団やJR各社が労働委員会を相手取って、北海道や九州の事業団の仲間たちが一日も早く採用されるようになっている。

9/30 市芦反彈圧闘争 3周年集会開催の ご案内

市芦救援会事務局

一九八六年九月末、河村・深沢両先生に対する停職一ヶ月処分、十月一日の鈴木先生に対する強制配転に端を発した市芦組合つづしから三年を経ました。

この間、九名もの教師が学校現場から事務職員として強制配転されるという露骨な弾圧に抗して、多くの方々からの温かいご支援をいただきながら、元気で闘っております。

芦屋市公平委員会の審理も二十回を数え、処分者側の不当労働行為を次々と暴露し、毎回傍聴者のヤジも的をえて、楽しく市教委・管理職を追いつめております。今秋からは弾圧の実行者である市教委の前管理部長に対する反対尋問もはじまる予定で、前田証人にもましてきつい追及をしていかねばならないと

思っております。

また、鳴物入りの「教育改革」は、そもそものが組合つづしだけを目的としたもので、生徒のことなど一切眼中にない代物であり、この三年でむしろ教育破壊だけが進行してきたといえます。

それをさらに糊塗するため市教委は、時流にのって世間受けだけをねらった「市芦国際高校化」構想をうち出し、その検討に入るといいます。この三年間の「教育改革」の失敗の原因も省みず、ますます一にぎりのエリートのみ育成するという考えでいます。

「国際文化住宅都市」というカケ声のカゲで、学校現場のみならず、福祉・生活全般にわたっての切り捨てが進行しており、地域の労働者・市民の方々と一層連帯を深め、地方行革・合理化との闘いと共に、私達の闘いの輪を拡大強化していくことが急務だと考えています。

日時 九月三〇日(土)午後一時半

場所 芦屋市民センター 四〇一室

なお託児室(二二三号室)もありますのでご利用下さい。

詳細はおつてご案内いたします。

活動日誌へ抜粋

1989. 7. 16~8. 16

- | | | | |
|------|--------------------------|-----|---------------------|
| 7・18 | 法対会議 | 8・2 | 事務局会議。 |
| 21 | 第一九回公開口頭審理 | 3 | 関西争議交流会定例会に参加。 |
| 25 | 通信No.31発送。教育共闘会議。 | 7 | 市芦管理職と分執交渉。 |
| 26 | 兵高教組県高支部「日教組問題情報交流会」に参加。 | 8 | 芦屋市部落解放研究大会準備会に参加。 |
| 28 | 教育共闘会議。 | 9 | 狭山反核反戦芦屋市民集会・デモに参加。 |
| 29 | 働く青年全国交歓会に参加(31日) | 12 | 事務局会議。 |